

規制改革推進会議 働き方・人への投資ワーキング・グループ

## 自爆営業の法的問題と課題及び実例について

令和 5 年 11 月 15 日

弁護士 佐々木 亮



### 1 いくつかの型

#### (1) 強制タイプ

強制的に買わせる。暴力、暴言、不利益（賃下げ、配転、低査定）の告知など。

→違法は明らか。ただし、立証が困難かつ費用対効果の面で表面化する例は少ない。

#### (2) 同調圧力タイプ

→程度の差があることと、形式上は「任意性」が介在するので規制が難しい。ただし、おそらく一番多いと思われる。

#### (3) 営業ノルマタイプ

この中にも 2 つある。

ア ノルマ達成のために不承不承に行うもの

→パワハラが伴うこともある

イ ノルマ達成による見返りを得るため積極的に行われるもの

→一般的に事件化はしないが生産性はない

#### (4) 任意タイプ（違法性のない場合）

### 2 法的問題（労働者保護の観点）

#### (1) 認められにくい構造

裁判所が違法と認めるには、自爆営業が強制されたという点までの立証が必要となる。

単に同調して買ったというだけでは今の裁判所は「強制」とまではみないし、そもそも同調圧力を立証すること自体が容易ではない。

たとえば、福岡高判平成 30 年 5 月 24 日（判例集未登載）は郵便事業に従事する労働者が自爆営業を強制されたと主張したが、レターパック等が自宅にあるというだけでは、「1 審原告がこれを購入したことが、1 審被告 Y から社会通念上許容される限度を超える強要を受けた結果であると認めるに足りる証拠はない。」として斥けている。

また、大阪地判令和 2 年 2 月 17 日（判例集未登載）は、自死労働者遺族が労災不支給取消訴訟において、自爆営業による心理的負荷（借金も含む）を主張した事案であるが、裁判所は自爆営業の存在を認めつつ「高額な自爆営業を行っていた事実までは認定することができない」等として自爆営業による心理的負荷の点を過大視することはできないと結論付け、遺族の主張を斥けた。

この構造は、全くの任意で購入する場合（違法性のないタイプ）がある限り、違法性を

基礎づける事実・事情を労働者側が立証しなければならないが、手持ちの証拠は乏しく、また、客観的な証拠も残りにくいという構図がもたらすものといえる。

## (2) パワハラと背中合わせ

クレイン農協ほか事件（甲府地判平成 27.1.13 労判 1129-67）

暴行型のパワハラで有名な事件

→自爆営業も認定されている（言葉として「自爆営業」は使っていないが）

裁判所の認定事実

「被告組合では、ノルマを達成できない職員がいると、他の職員が穴埋めをしなければならないほか、支店の目標の達成を左右し、査定にも大きく響くなど、他の職員にも迷惑がかかることになるため、被告組合では、職員がノルマを達成できない場合自ら加入することが多かったが、被告丙川は、一郎が亡くなるまで、1か月当たり5万円を超える保険料を負担していたことまでは知らなかった。」

「一郎は、顧客の新規勧誘によってノルマをこなすことができず、ノルマを達成するため、平成 21 年 11 月の時点で、既に毎月5万円を超える保険料の負担を強いられていた。

パワハラ指針 過大な要求（ハラスメント 6 種類の 1 つ）に該当する可能性もある。

自死事案はほかにも

・さいたま新都心郵便局職員自死事件→労災認定、裁判で和解

※担当弁護士所属法律事務所の HP

<http://blog.livedoor.jp/tokyolaw/archives/1077239212.html>

「配達員には年賀状やお歳暮、お中元などの販売ノルマも課されていました。年賀状に至っては、1人7000～8000枚の売り上げ「目標」を課せられ、販売枚数を一人ずつ棒グラフにして貼り出していました。ノルマを達成するために、商品を自分で買い取ったり、大量に買い取った年賀はがきを金券ショップに売ったりする「自爆営業」が問題になっていました。」

※同事件は下記書籍にも詳しく掲載

「過労死: その仕事、命より大切ですか 単行本 - 2019/3/14」（牧内昇平(著)）

## (3) 労働者の経済的損失

不必要な物品・サービスの購入による労働者の経済的損失

自己破産に至る例も

・担当した事案 2013年

自己破産申立の依頼者。若年層の女性。

事情を聴き取っていると、次の事情が明らかに。

アパレルメーカーの小売店に勤務していた。その際、自社製品をクレジットカードで購入していたところ、その返済ができなくなってしまった。動機は、売上成績（自身＋店舗）と職場で接客時の着用義務による必要から。

・情報として寄せられた事例

【厳しいノルマがきっかけの事案】2022年

40代男性で、某大手車販売店で営業。過重なノルマの中で、車を売るための“サービス”として、値引き、部品代金、ガソリン代、保険料などについて自爆営業を行う。そのうち借金をしてまで自爆営業を行うようになり、借金返済のために代金横領に手を染める事態に。最終的に自己破産申立てに至る。

【過大なノルマによる自爆営業】2018年、2020年～2023年

郵便局の例。ノルマが厳しすぎて自分や家族が保険加入。また商品購入を余儀なくされる。ハラスメントなどを理由とした損賠請求事件として提訴を予定している、とのこと。

【某コンビニエンスストア】2005～2018年

お中元予約ランキング上位に入るために自爆営業。件数がランキングされるので、安い商品を多数購入（例として500円の商品を大量購入（購入後捨てる）。）。経営指導員がそれを推奨して各店舗を巡回。「私も買うので、オーナーも買ってください。」との発言も。オーナーは途中でおかしいと感じ従業員ノルマを廃止。経営指導員に報告すると「自爆買いはよくないけど、自分買いはいいと思います。」「棒グラフぐらいは、あってもいいのではないですか。オーナーが作らないのなら私が作ります。』と言って従業員の名前と昨年の実績を入れた棒グラフを作成し、バックヤードの掲示板に貼りだす。

### 3 課題

①立証の困難性

②労働者の権利行使の困難

・小規模のものは争いさえしない（がまんしたり、泣き寝入りしたり、自己正当化）

③任意と強制の峻別が困難

自爆営業は、労働者の経済的損失はもとより、人生を崩壊させるきっかけにもなりうる現象。パワハラが重なれば命を落とす例も。野放しはよくない。